

高齢者虐待防止のための指針

医療法人緑の風

1. 高齢者虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の項に示す行為のいずれも行いません（別表参照）。

2. 虐待の定義

I. 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

II. 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

III. 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

IV. 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

V. 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項について

当施設では、虐待防止に取り組むにあたって「高齢者虐待防止検討委員会」を設置します。

① 設置の目的

虐待防止・早期発見に加え、虐待が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

② 高齢者虐待防止検討委員会の構成委員

- 施設長（本委員会の運営責任者とする）
- 医師

- 支援相談員
- 看護職員
- セラピスト（理学療法士又は作業療法士）
- 介護職員
- 管理栄養士
- その他必要に応じ委員を指名する

③ 高齢者虐待防止の担当者の選任

- 当施設は、虐待防止に関する措置を適切に実施するために虐待防止の担当者（以下、「担当者」という。）を置き、委員会の委員長がその任にあたる。

④ 高齢者虐待防止検討委員会の開催

- 委員会は年2回以上開催します。
- 虐待事案発生時等、必要に応じその都度臨時委員会を開催します。
- 感染症対策や緊急時等、委員会の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。
- 委員会での議題は、委員長が定めます（具体的には事項④を参照）。

身体拘束等適正化委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があります。加えて当施設に併設して展開する事業又は、法人内別事業と連携して虐待防止委員会を開催する場合があります。

4. 高齢者虐待防止検討委員会の役割

本委員会では、以下の内容について協議するものとします。

- 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- 職員の人権意識を高めるための研修計画・内容に関すること
- 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

5. 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

- ① 定期的な研修の実施（年2回以上）
- ② 新任職員への研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施
- ④ 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保存（電磁的記録等での保存も用いる）

6. 虐待又はその疑い(以下、「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ① 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役位等の如何を問わず、厳正に対処します。
- ② 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

7. 虐待等が発生した場合の相談報告体制に関する事項

- ① 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。相談窓口は、3-③で定められた虐待防止担当者となります。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。
- ② 虐待防止担当者は、7-①で相談を受けた際、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は時系列で概要を整理します。
- ③ 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- ④ 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。
- ⑤ 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- ⑥ 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険性が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。
- ⑦ 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

8. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

9. 虐待に係る苦情解決方法に関する事項

- ① 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待を行った者である場合には、他の上席者に相談します。
- ② 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。
- ③ 対応の流れは、上述の「7.虐待等が発生した場合の相談報告体制に関する事項」に依るものとします。
- ④ 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

10. 当該指針の閲覧に関する事項

当指針は、利用者及び家族がいつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

11. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入居者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

附則

この指針は、令和6年1月1日より施行する。

本改正は、令和6年4月1日より施行する。

別表 厚生労働省 高齢者虐待防止の基本 養介護事業者による高齢者虐待類型

区分	具体的な例
I. 身体的虐待	<p>① 暴力的行為※1で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与えたりする行為。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ● ぶつかって転ばせる。 ● 刃物や器物で外傷を与える。 ● 入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ● 本人に向けて物を投げつけたりする。 など <p>② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ● 移動させるときに無理に引きずる。 ● 介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ● 車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ● 食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 など <p>③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制</p>
II. 介護・世話の放棄・	<p>① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常に著しく不衛生な状態で生活させる。 ● 褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ● おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ● 健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ● 健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ● 室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいる劣悪な環境に置かせる。 など <p>② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視したりする行為</p>

区分	具体的な例
	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ● 徘徊や病気の状態を放置する。 ● 処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 など <p>③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ● 必要なめがね、義歯、補聴器があっても使用させない。 など <p>④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 など <p>⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること</p>
III. 心理的虐待	<p>① 威嚇的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 怒鳴る、罵る。 ● 「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言いつつ脅す。 など <p>② 屈辱的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ● 日常的にからかったり、「死ね」など侮辱的なことを言ったりする。 ● 排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ● 子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など <p>③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。 ● 他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 ● 話しかけ、ナースコール等は無視する。 ● 高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ● 高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。 など

区分	具体的な例
	<p>④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ● トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ● 自分で食ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など <p>⑤ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ● 理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連携を遮断する。 ● 面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など <p>⑥ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子で移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ● 自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ● 入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ● 本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ● 浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など
IV. 性的虐待	<p>① 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 性器等に接触したり、キス、性的行為を強要したりする。 ● 性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ● わいせつな映像や写真をみせる。 ● 本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ● 排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置したりする。 ● 人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。また場面を見せないための配慮をしない。 など
V. 経済的虐待 ※2	<p>① 本人の合意なしに※3財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ● 金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。

区分	具体的な例
	<ul style="list-style-type: none"> ● 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ● 本人の自宅等を本人に無断で売却する。 ● 年金や預貯金を自分の借金返済等のために無断で使用する。 ● 入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を滞納する。 ● 世帯の生活が苦しいため、本人に必要な使用より、他の家族の使用を優先する。 ● 施設入所しているのに本人の同意なく自宅の改造費に預金を使う。 ● 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など

※1 身体的虐待における暴力行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。

「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ、又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」

(東京高裁判決昭和 25 年 6 月 10 日)

※2 経済的虐待については、養護者に該当しない親族による場合であっても「養護者による虐待」として判断し対応します。

※3 本人の合意の有無については、認知症などで金銭管理状況や用途について理解の上で同意する能力がない場合 や、養護者または親族との関係性・従属性や従来の子帯の状況から、異議を言えず半ば強要されている場合等 がありますので、慎重な判断が必要です。